

## 請負工事施工体制点検要領

### (目的)

第1条 本要領は、枚方市請負工事監督規程第8条2項、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「適正化法」という。）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、枚方市が発注した請負工事（以下、「工事」という。）の施工状況及び施工体制の把握の徹底を図るために点検事項を定め、適切に点検を行うことにより、適正な現場施工体制の確保等に資することを目的とする。

### (施工体制の点検等)

第2条 監督職員は、下請契約を締結するすべての工事について、適正化法第16条の規定に基づき、受注者が作成した施工体制台帳の記載と当該工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を、別紙「施工体制点検表」（様式第1号）により行うものとする。

### (点検内容の報告)

第3条 監督職員は、前条の点検を行ったときは、施工体制点検表により遅滞なく工事施行課長に報告するものとする。

2 監督職員は、前項の規定により報告した施工体制点検表の写しを検査主管課長の求めに応じて提出するものとする。

### (是正措置)

第4条 監督職員は、前条の規定により点検した結果、点検内容に疑義がある場合は、当該工事の受注者又は現場代理人から意見を聴取するものとする。

2 意見を聴取した結果、不適切な点が認められた場合は、工事施行課長にその内容を報告するとともに、受注者に対し是正指導等必要な措置を講じるものとする。

3 受注者に対し前項の指導等を行ったにもかかわらず、疑義がある又は改善が認められない場合は、工事施行課長は、受注者に対し、是正措置請求書（様式第2号）により通知を行い、速やかに是正措置報告書（様式第3号）により報告を求めるものとする。なお、これに応じない場合は、その内容に応じ契約主管課長及び検査主管課長と協議し、必要な措置を講じるものとする。

### (建設業許可行政庁等への報告)

第5条 工事について、市長は、建設業法又は適正化法第11条の規定に該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた行政庁等にその事実を通知するものとする。

### (工事成績評定への反映)

第6条 監督職員は、現場における施工体制の点検等を通じて受注者に不適切な点があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させるものとする。

## 附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

## 施 工 体 制 点 検 表

工事施行課長

総括監督員 氏名

監督員 氏名

第 回目点検		工事施行課名				
点検日	年 月 日					
受注者名		工 事 名				
現場代理人	氏 名	監理 技術者 主任	氏 名	監理技術者 資格者証番号		
	常駐		(該当・非該当)		専任	(該当・非該当)
契約金額		円	工 期		自	年 月 日
下請契約の請負金額の 合計額		円			至	年 月 日

## 1. 工事着手前の点検

点検項目	内 容	点検結果	備考
(1) 監理技術者資格者証	・ 監理技術者資格者証を携帯しているか。 ・ 資格者証の会社名、工種区分、期限は適正か。	(いる・いない) (適正・不適正)	
(2) 監理(主任)技術者の 同一性	・ 配置予定の監理(主任)技術者と合致しているか。 ・ 施工体制台帳の監理(主任)技術者名と一致しているか。	(いる・いない) (いる・いない)	
(3) 工事カルテの登録	・ 適正かつ期限内に登録しているか。	(いる・いない)	
(4) 工事着手前の協議	・ 工事着手前に監督職員と現場代理人・監理(主任)技術者の協議を行っているか。	(いる・いない)	

## 2. 工事着手後及び施工中(概ね1回/1ヶ月)の点検

(1) 建設業許可標識	・ 公衆の見やすい場所に掲示しているか。	(いる・いない)	工事着手後 1回
(2) 建退共制度の適用標識	・ 労働者の見やすい場所に掲示しているか。	(いる・いない)	
(3) 労災保険関係成立票	・ 労災保険関係項目を掲示しているか。	(いる・いない)	
(4) 現場代理人	・ 当該工事に常駐しているか。 ・ 工事全体を把握しているか。	(いる・いない) (いる・いない)	
(5) 監理(主任)技術者	・ 当該工事に専任しているか。 ・ 工事の施工の技術上の管理に主体的に係わっているか。	(いる・いない) (いる・いない)	
(6) 施工体制台帳	・ 施工体制台帳が備え置きされているか。 ・ 施工体制台帳の写しが提出されているか。 ・ 下請契約の請負契約書等の写しが添付されているか。 ・ 下請契約の請負金額が記載されているか。	(いる・いない) (いる・いない) (いる・いない) (いる・いない)	
(7) 施工体系図	・ 工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているか。 ・ 下請業者の主任技術者名が記載されているか。 ・ 施工体系図に記載のない業者が作業していないか。	(いる・いない) (いる・いない) (いる・いない)	

所 見 (指摘事項・指導事項等)	
---------------------	--

\* 「工事着手前」とは、契約日から現場作業開始前日までの期間をいう。

(様式第2号)

年 月 日

受注者 住所

氏名 様

枚方市長



## 是 正 措 置 請 求 書

工事現場における施工体制の点検を行った結果、下記の事案を確認しましたので、監督職員の指示に従い是正の措置をされるよう通知します。措置終了後は速やかにその内容を文書にて報告してください。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
是正指示の内容	
備 考	

(様式第3号)

年 月 日

枚方市長

受注者 住所

氏名

印

## 是 正 措 置 報 告 書

下記の工事について、是正措置を終了しましたので報告します。今後の施工体制等についても、法令等を遵守し適正な施工に努めます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
是 正 措 置 を 行 っ た 内 容	
備 考	